平成２１年（フ）第２５８５号
名古屋市瑞穂区内浜町２番４号宝堀田ハイツＢ棟806号
債務者　大平　亜也
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７５２号
名古屋市北区金城町４丁目64番地の１
債務者　牛田眞佐子こと　張　眞佐子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０９号
岡山県倉敷市船穂町船穂2575番地８
債務者　田中　隆広
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３６８号
岡山県倉敷市水江1414番地50
債務者　北野　　充
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３６９号
岡山県倉敷市水江1414番地50
債務者　北野　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第８６号
愛媛県今治市桜井団地２丁目甲111番地８、旧住所愛知県岡崎市筒針町字元流145番地
債務者　島内　香奈
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第２０号
北海道名寄市風連町西町１番地１
債務者　高橋ユキ子（旧姓橋場）
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２１年（フ）第２１号
北海道士別市大通東８丁目2564番地２
債務者　藤原　利雄
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２１年（フ）第２２号
北海道士別市大通東８丁目2564番地２
債務者　藤原　明美
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２１年（フ）第２５９号
茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4944番地町営上郷第二住宅82号
債務者　福山　　武
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２６２号
茨城県つくば市北条442番地
債務者　住谷美津雄
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１０５９号
東京都板橋区板橋１丁目17番１－405号ヴィアラッティア板橋、申立時の住所さいたま市中央区本町東５丁目19番12号　トルナーレ101
債務者　河瀬　一成
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２０６号
埼玉県桶川市上日出谷732－８、住民票上の住所埼玉県桶川市大字坂田1727番地の15
債務者　白崎まゆみ
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２２６号
さいたま市南区南浦和３丁目39番21棟602号、旧住所さいたま市浦和区北浦和３丁目７番１号　北浦和サンリーフビル401
債務者　三田村弘夫（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２２７号
さいたま市南区南浦和３丁目39番21棟602号、旧住所さいたま市浦和区北浦和３丁目７番１号　北浦和サンリーフビル401
債務者　三田村愛子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２５２号
埼玉県朝霞市宮戸３丁目５番60－４号
債務者　大友　和代
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３１０号
さいたま市南区辻１丁目18番６－302号、旧住所埼玉県八潮市大字伊勢野218番地１　アネックスガーデン805号
債務者　蛭川　善高
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係